

## 保健医療計画の内容更新について

(推進方策：重症心身障害者等のリハビリテーション施設の検討)

### 1 概要

新たな県立リハビリテーション施設の開設にあたり、その運営を県外の社会医療法人へ指定管理することとしており、その対応として保健医療計画の記載内容を更新する。

### 2 整備計画に至る経緯

重症心身障害者等のリハビリテーション施設は、県東部では慢性的な待機状態であり、原則的に 18 歳以上も対象とした障害児者リハビリテーション施設は存在しない。これを踏まえ保健医療計画では、県東部においてリハビリテーションの拠点整備の必要性等について検討を進めることとされた(計画 268 頁・328 頁記載)。

これを受け、平成 30 年度においてあり方検討会で議論を行い、新たな拠点整備を促す意見を得た(H31.1 月報告書)。これを踏まえ、検討を行った結果、県が施設を整備し、大阪府内で森之宮病院やボバース記念病院等を運営する社会医療法人大道会(本部所在地：大阪市城東区)に対し、指定管理により運営を依頼する方針とした。

〈新たな拠点施設の整備概況〉【別紙 1 参照】

幼児・学童期だけでなく、成人期以降も年齢や症状に応じた専門的なリハビリテーションを行い、脳性まひ等肢体不自由児者の症状悪化を予防し、自立性の維持向上を支援するため、「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター(仮称)」(無床診療所)を令和元年度中に尼崎市内の商業施設内に開設する。同施設では病床を設けず救急医療の対応を行わない予定。

### 3 医療法令上の規定と課題

医療法では、社会医療法人の認定・存続要件が定められている(医療法第 42 条の 2 第 1 項、認定取消し等：同法第 64 条の 2 第 1 項 1 号)。このうち、救急医療等確保事業に係る業務実施要件は、当該法人が隣接市町において診療所を開設する場合(指定管理者として管理する場合を含む)には、それぞれの都道府県の医療計画に「地域における医療提供体制に関する事項」が記載されている等の要件を満たし、一方の都道府県の病院において救急医療等確保事業を実施されていればよいとされている。(法第 42 条 1 項 4 号ロ、法施行規則第 30 条の 35 の 2)。

上記依頼予定の法人は、兵庫県内で病院等を有しておらず、救急医療等確保事業の業務を行う予定もないため、上記の条項の適用により医療法令上の課題に対応する(具体的には、保健医療計画の記載内容をHPにより更新する)。**【別紙 2 参照】**

### 4 保健医療計画への記載(案)

更新前(現在)	更新後
「268 頁【推進方策】(3)」及び「328 頁【推進方策】(7)」の記載 県東部において、重症心身障害児者等のリハビリテーションに対応できるリハビリテーション拠点整備の必要性等の検討を進める。	「268 頁【推進方策】(3)」及び「328 頁【推進方策】(7)」の記載 県東部において、重症心身障害児者等のリハビリテーションに対応するため、県立診療所を尼崎市内に開設した上で、隣接する大阪市内で専門医療を行うボバース記念病院と連携し、医療の提供を一体的に行う(医療法第 42 条の 2 第 1 項第 4 号ロの規定に基づき実施)。